

地発第1029005号
基発第1029005号
職発第1029003号
平成20年10月29日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長
(公 印 省 略)
厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)
厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

オールテイク株式会社の許可の取消しに伴う派遣労働者等への支援等の実施期間について

標記については、平成20年8月20日付け地発第0820001号、基発第0820001号、職発第0820002号「オールテイク株式会社の許可の取消しに伴う派遣労働者等への支援等について」(以下「連名通達」という。)により、オールテイク株式会社の派遣労働者及び従業員(正社員、契約社員等)の雇用の安定の措置等を図ってきたところであるが、その雇用への影響等が軽減してきていることから、今般、下記のとおり、取り扱うこととしたので、了知の上、遺漏なきを期されたい。

記

- 1 連名通達の記の5の「当分の間」については、平成20年10月31日(金)までとすること。
- 2 上記1にかかわらず、派遣労働者等への支援等が必要な場合は、労働局、労働基準監督署、公共職業安定所等において連携しつつ、引き続き適切に対応されたいこと。